ホ　ニにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 ヘ　ニにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。	八　（略）
イ　当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。 ロ　（略）	九　（略）
一　（略） 二　区域内土壌入換え イ　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 ロ～ホ　（略）	十　（略）
（略）	十一　（略）

別表第九（第四十二条の二第三項第七号及び第四項第五号関係）

実施措置の種類	工事完了の報告事項	実施措置完了の報告事項
一　地下水の水質の測定	該当なし	一　地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定 地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認した結果 二　地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定 地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認した結果

（新規）

ニ　ハにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 ホ　ハにより埋め戻された場所にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。	八　（略）
イ　当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。）により覆うこと。 ロ　（略）	九　（略）
一　（略） 二　区域内土壌入換え イ　基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 ロ～ホ　（略）	十　（略）
（略）	十一　（略）